

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A会社に採用され、B所在の同社C支社（以下「会社」という。）において、営業職として就労していた。

請求人によれば、平成〇年〇月〇日に着任した上司から会社の営業時間より早く出勤し、遅く帰るよう指示されたことに反対し、残業代が払われていない現状を指摘したことから、執拗な嫌がらせを受け、体調を崩したという。

請求人は、同月〇日、Dクリニックに受診し「適応障害」と診断された。

請求人は、精神障害を発病したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの期間に係る休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の発病の有無及び発病時期について、労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、主治医の意見書及び診療録や請求人に出現した症状及びストレス性の出来事をICD-10診断ガイドラインに照らして検討すると、請求人は、平成〇年〇月中旬頃に「F43.2 適応障害」（以下「本件疾病」という。）を発病したものと判断するのが妥当である旨述べている。当審査会としても、請求人の症状経過等からみて、専門部会の意見は妥当であると判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

ア 請求人の本件疾病発病前おおむね6か月間（以下「評価期間」という。）において、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」は見受けられない。

イ そこで、評価期間における「特別な出来事」以外の出来事についてみると、次のとおりである。

(ア) 評価期間における請求人の時間外労働時間について、請求人は、監督署長の認定に不服を申し述べているが、審査官は、決定書理由に説示のとおり、請求人の勤務時間の記録表、請求人がカレンダーに加筆した内容、請求人の申述などを基に請求人の労働時間を認定しており、当審査会としても、審査官の同認定は妥当なものと判断する。

請求人は、長時間労働に従事していた旨主張するが、上記認定によれば、評価期間における請求人の時間外労働時間は、本件疾病発病前4か月目における1月当たり42時間40分が最大であり、当審査会としては、請求人が恒常的な長時間労働を行っていたものと評価することはできない。

(イ) 請求人は、平成〇年〇月に新規に営業区域となったE、Fを請求人が担当することになったことについて、新規事業の担当になったと主張している。

この点、Gは、「担当する営業先や地域が違って、仕事内容や仕事の流れに大きな違いはありません。」と述べ、Hは、「請求人は行動力もあり、当時契約を多くとっていたこともあって、EとFを担当することになりました。」と述べており、さらに、Iは、「請求人は率先してE、Fエリアをやり始めたと思います。」と述べている。

上記各申述を踏まえれば、請求人が新たに営業区域となったE、Fの担当となったことは、会社が担当する業務区域を拡大するものと推認でき、当審査会としては、「新規事業の担当になった」とみることは適当ではなく、むしろ、認定基準別表1の具体的出来事「仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に当てはめて評価することが相当と思料する。

もともと、上記関係者の申述を含め一件記録を精査するも、請求人がE、Fエリアを担当した以降においても、仕事内容・仕事量に大きな変化があったものとまでは認められず、時間外労働時間数も1月当たりおおむね45時間以上となることはなかったと認められることから、その心理的負荷の総合評価は「弱」とであると判断する。

(ウ) 請求人は、平成〇年〇月頃、上司のJから午前〇時〇分の早出出勤を強要され、従えないと言ったところ、同人から、会社をつぶす気か、俺の言うことに従えないなら辞めさすぞと脅された旨主張している。

この点、Iは、「請求人とJは、仕事上のやり方が合わず、反発し合っていました。請求人は、ああ言われればこう言うといった状態で、一方的にJに言われていたということはありません。Jは、請求人にやるべきことをやるように言っていたのですが、請求人は従おうとはしませんでした。」と述べ、また、Kは、Jからは請求人が言うことを聞かないとか、請求人からはJのやり方が気に入らないといったことを聞くことはあった旨述べている。

これらI及びKの各申述からすると、確かに、請求人とJとの間には、業務をめぐる方針等において周囲から認識されるような対立が生じていたことが認められるところ、更に一件記録を精査するも、Jの請求人に対する対応が、管理職としての職責上の業務指導の範疇を超え、又は人格を否定するようなものであったとはいえず、当審査会としては、上記の出来事は認定基準別表1の具体的出来事「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に当てはめて評価することが適当と思料し、その心理的負荷の総合評価は「中」と判断する。

(エ) 請求人は、平成〇年〇月から電子メールで通知されるようになった、各個人のアポイント件数が、Jが設定した件数に到達していなかった場合、赤字で件数を記載されたことについて、ノルマを課せられたと主張している。

この点、Hは、「当時、請求人よりも営業の成績が悪い人がいて、その人に頑張ってもらうために、全体の営業成績を周知させていました。」と述べ、Gは、「営業担当者各人のアポイントのための電話を掛けた件数をメールで周知するようになりました。（中略）件数が少ないからといって怒られることはありませんでした。周りの状況を知って、営業の励みなどにするためのものだったように思います。」と述べており、これらの申述によれば、各個人のアポイントの件数の通知は、ノルマではない業績目標が示されたものと認められることから、請求人が主張する上記の出来事は、認定基準別表1の具体的出来事「達成困難なノルマが課せられた」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に当てはめて評価するとしても、その心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

(オ) 請求人は、平成〇年〇月に、Jから、広告に載せるための審査書類と言

って契約書を書いてもらえと言われ、違法行為を強要された旨主張している。

この点、Lは、「営業方法について上司から命令や強制をされるということはないと思います。Jが、お客さんを煙に巻くような状態で契約を取ってこいと言っていたとは思えません。」と述べており、Iは、「Jが営業方針や営業方法を強制したというようなことは聞いたことがありません。Jは、詐欺まがいの営業方法を強いるような人ではありません。」と述べている。さらに、Hも、「Jが違法行為的な営業活動を強制するというようなことはありませんでした。請求人は独自のやり方を通して、Jが教えてくれるノウハウを実践することはありませんでした。」と述べており、当審査会としては、一件記録を精査するも、Jが違法行為を強要していた事実を確認することはできず、請求人が主張する上記の出来事は業務による心理的負荷の評価の対象とすることはできない。

ウ したがって、請求人には、業務による心理的負荷の総合評価が「中」である出来事と「弱」である出来事が認められるが、その心理的負荷の全体評価は「強」には至らず、当審査会としては、請求人に発病した本件疾病は、業務上の事由によるものとは認められないものと判断する。

エ なお、請求人は、受診状況等証明書を提出したが、当審査会の判断は、上記のとおりであり、その結論を左右するものではない。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。